

模擬国連 2025年冬会議
Position and Policy Paper まとめ B議場
<12月24日 公開>

大会フロントより

PPP の作成ありがとうございました。まとめが完成しましたので共有いたします。万が一、掲載に誤りがある場合は、質問フォームからお問い合わせください。なお、編集に際しては、以下の点をご承知おきください。

- ① 文末に議場に対する挨拶や交渉に関するメッセージが記載されていたものもありましたが立場や政策のまとめという観点から、それらは削除させていただきました。（「～と協力したい」という一般的な表現は国際協力に関する政策・方針として受け取ますが、「～と話したい、議論したい、一緒に DR を作りたい」というような表現で当日の会議行動に触れたものは交渉に関するメッセージになりうるため削除しました。）
- ② 複数回提出された場合は、原則最新のものを反映させるように努めましたが、作業が煩雑であり、本来は資料をこちらが差し替える義務はないため、仮に最新のものがまとめに反映されていなくても掲載内容の訂正は受け付けいたします。
- ③ 箇条書きや字数オーバーなど、書式のミスはフロント側に編集させてもらいました。

また、残念ながら PPP の未提出、不受理が見受けられました。全部の PPP が事前に共有できなかったことで会議の公平性が担保されず、他の参加者に迷惑がかかることがあります。その点についても、皆さんができる会議である以上、不都合や支障も含めて皆さん全体で許容していくかなくてはなりません。時間や会議行動において各自がしっかりと責任を自覚し、果たしていただくようお願いいたします。PPP 不掲載となつた大使は、初日冒頭の議長提案のモードが採択された場合は、必ず発言を希望し、その中で十分にご説明いただくようにお願いいたします。

Australia

オーストラリアでは子どもの搾取を「未成年者を利益、労働、性的満足、その他個人的又は金銭的利益のために利用する行為」を指すとする。

児童労働に関して自国は、国としての大きな基準はあるものの、州ごとによって軽労働の規制や職環境が異なっている。そのため、一概に「ここから違法」と言えないのが大きな課題である。ただし、決して規制が緩いわけではなく、身体的・心理的に負担がかかるものや、教育を妨害するものに対しては厳しい。提案する政策としては、労働の危険度ごとの統一した年齢基準を制定するに向けて、各国が子どもの労働条件の最低ラインを策定していくことを国際的に推奨したい。

自国は児童婚を厳しく取り締まっている。児童婚を取り締まるための特殊警察部隊があり、そのためか国内での児童婚の事例は少ない。しかし、国民が海外に出た時に無理に結婚させられる事例は存在する。後者の場合でも、未成年者が無理に同意させられたものは同意とはみなされず、帰国後に家庭裁判所での離婚・関係者への処罰が可能である。自国や他国の民族の文化は尊重しつつ、まずは子どもが最善の人生を歩めるように人権保護に努めるべきである。

子どもの性的搾取に対しても厳しく法律を定めている。1995年制定の *Criminal Act Code* により定めた法律は ICMEC の調査により「児童ポルノに対し十分に包括的な法整備が行われている」と認められ、自国内でも効力を発揮している。また、今年度の12月10日より16才未満の一部SNS利用が禁止され、これによりSNSを通じて始まりやすいグルーミングなどの減少が期待できる。性的搾取を防ぐために、年齢層に応じた性や人権、身を守るための対策に関する教育を促進するのが有効のかと思われる。また、INTERPOL の「国際児童性的搾取データベース」を活用して、支援が必要な地域を特定するために指標を作成し、各国政府と国際機関との協力などを通して支援や助言を届けるのも良いかと考えている。

児童人身取引はオーストラリアの大きな課題である。国内での犯罪は少ないものの、国民が強制的に国外に移送され、そこで搾取される事例が相次いでいる。これに対抗するため、法律では危害が加えられなくても、搾取の目的で子どもを移送した時点で犯罪とみなされることになっている。犯罪者はオーストラリアの法律で裁かれ、最低25年間の懲役が言い渡される。これに対する政策として、国内法に従いつつ、空港や港などのセキュリティの強化や、国際協力の強化を促す。また、情報共有が鍵となる社会問題であるため、国境を超える人身取引に関する事例を共有できるデータベースの作成も将来的に見据えていきたい。

Bangladesh

Bangladesh is 91% Muslim. In terms of diplomacy, we advocate "friendship with all countries without hostility". We have built friendly relations with South Asian countries, Islamic countries, and major donor countries such as Japan, and strengthened ties with China.

Bangladesh is the world's second-largest leather-exporting country. A quarter of the country's leather workers are children. It is illegal in Bangladesh for children under 14 to work and for those under 18 to do hazardous jobs.

Child labour now involves 9.2% of children aged 5–17—up from 6.8% in 2019—placing 1.2 million more children at risk.

While declines in child marriage and child mortality show what's possible, crises like lead poisoning and child labour are depriving millions of children of their potential.

Violence is widespread, with 86% of children subjected to violent discipline recently. Child marriage declined from 51.4% in 2019 to 47%, but nearly half of girls marry before 18. Also, only 59% of children under five are registered, and 47% hold birth certificates, leaving many without legal identity or access to services.

About school, while primary school enrolment remains high at 80%, attendance drops sharply at higher levels. Many children complete primary schooling without mastering basic skills, and about 6–7% of primary-age children remain out of school.

Our country seeks to cooperate closely with the International Labour Organisation (ILO) and other relevant international partners to prevent and mitigate the negative societal effects caused by child labour, particularly in vulnerable communities where poverty, social exclusion, and limited access to education and social protection continue to place children at risk. We acknowledge that addressing child labour requires sustained international cooperation, technical assistance, and the sharing of best practices among states facing similar challenges.

In the event that national economic conditions improve, we intend to further strengthen labour legislation concerning minors, while simultaneously enhancing enforcement mechanisms to ensure that existing laws are effectively implemented in both formal and informal sectors. This includes expanding labour inspection capacity, improving training for enforcement officers, and strengthening data collection systems in order to better identify high-risk sectors and regions. Such evidence-based policymaking will allow for more targeted and effective interventions.

We believe that commercial sexual exploitation of children can be significantly reduced by breaking the intergenerational cycle in which the children of brothel workers are coerced or pressured into the same industry due to a lack of viable alternatives. To achieve this, our country supports comprehensive reintegration programmes that prioritise education, vocational training, and life-skills development, while also ensuring access to health care and psychosocial support. These measures aim to provide affected children with realistic pathways toward safe and sustainable futures.

Therefore, we emphasise the importance of strengthening alliances with relevant stakeholders, including government agencies, local non-governmental organisations, community leaders, the private sector, and international organisations. Through coordinated action, these stakeholders can contribute resources, expertise, and local knowledge to promote prevention strategies, awareness-raising campaigns, and early intervention mechanisms. We also encourage partnerships that empower local communities and families to actively participate in child protection efforts.

Furthermore, our country commits to assisting survivors of all forms of child abuse and exploitation by enhancing the economic stability of at-risk families through targeted social protection programmes, livelihood support, and community-based initiatives. By promoting income-generating opportunities for carers and improving access to basic services, we seek to reduce structural vulnerabilities that contribute to child labour and exploitation. In the long term, our country reaffirms its commitment to upholding international labour standards and advancing a holistic, rights-based

approach that ensures the protection, dignity, and well-being of all children.

Bolivia

ボリビアは今回の議題に関して多くの問題を抱えている。教育については、自国は憲法上では全ての人に教育を受ける権利を認めている。しかし、実際には農村部と都市部、男女の間に大きな隔たりがある。

児童労働については、2018年に例外的に保護者の同意があれば12歳以上の児童の労働や、児童本人の自営業であることを条件に、10歳以上の児童の労働を認めていた過去の法律を改正し、一般雇用の最低年齢は14歳と定められ、管理システムも構築された。しかしながら、児童労働の裏には貧困が結びついており、根本的な問題を解決しなければ、子供が働くを得ない状況が続く。また、一度低年齢の労働を例外的に認めていたため、社会の認識が混乱しており、法的拘束力が弱く違反の把握が難しいのが現状である。

児童婚については、2023年の時点で18歳までに結婚する少女が20%、少年が5%と非常に高い数値となっている。また、これは特に少女たちをレイプや性暴力、家庭内暴力、早期妊娠、学校中退などのリスクにさらす。

2025年に多くの国民の声から、これまで16歳から17歳の子どもは保護者の許可があれば結婚が可能であった法律から、18歳未満児童婚を全面的に禁止するものに改正された。しかし、法律をつくるだけでなく、その法律が遵守されるように社会に根強く残る児童婚への考え方を変えるプログラムの作成や教育への支援が必要である。

児童買春や人身取引については、巨大都市で約1500人の子どもが性産業で搾取されており、その多くは跡形もなく姿を隠している。児童買春は貧困から抜け出す最後の手段として時には親から強制されて行われている。また、児童買春には人身取引が大きくかかわっており、毎年約300人の若い少女が児童買春のために誘拐されている。それに対して、ボリビア警察と検察庁で対応しているが毎年数千件の密輸事件のうち、捜査しているのは数百件にしかすぎず、そのうちの90%が初期調査段階を超えておらず、有罪判決に至らない。

これらの問題の背景には貧困や子どもの権利や性教育、義務教育の不十分さ、ジェンダー不平等、政府の法制度の拘束力の弱さがとかんがえる。

そこで、自国は政策として以下のことを挙げる。

- 1つ目は、子どもたちの貧困問題を解決するための経済、技術的支援をいただきたい。
- 2つ目は、子どもたちの教育不十分によって貧困の負のループを生み出していることを懸念し、教育制度の強化のための支援をいただきたい。
- 3つ目は、国内の監視制度の強化のための支援や国際的に児童買春や人身取引の監視するシステムの作成、既存のシステムの強化。

Cambodia

①Cambodia is joining Convention on the Rights of the Child Cambodia is a developing country. Only 60% of children complete lower secondary education (40% do not complete it). Raising concerns about lead exposure as a health hazard. More than half of children under 18 have elevated blood lead levels. Cambodia's Child Climate Risk Index (CCRI) reveals that 21% of all children (1.2 million) face high to very high risk, particularly in remote and rural areas. The country is taking action through its Climate Change Strategic Plan and other initiatives. Due to the water shortage, UNICEF carried out an initiative called WASH, which enabled schools to install toilets

and water supply facilities. It has some of the lowest rates of human trafficking in the world, and demi-trafficking is a major challenge. According to the 2022 OECD Programme for International Student Assessment (PISA), only about 10% of 15-year-olds met minimum proficiency standards in core subjects. The country has established a poverty certification system known as "ID poor." This provides financial assistance, but many children with disabilities are unable to attend school. The biggest overall problem is a lack of necessary funds and personnel, which often makes it impossible to complete programs, posing a major challenge to the country's development.

② I would like to explain the reasons, circumstances, and significance of some of Cambodia's policies. First, the priority is cracking down on demi-trafficking and eliminating illegal marriages between Chinese men and those from Cambodia and other countries. This is a demand-driven, awful situation, and brides can be rescued with minimal training. I would like to see thorough funding and training for this support. It is also advisable to identify transportation options and assist rescuers in using them. It is also advisable to avoid using personnel for follow-up counseling. Similar considerations should be given to child marriage. Second, to eliminate child labor worldwide, we must address the negative cycle and supply-demand issues, strengthen and revise social security, and create a social infrastructure that includes economic benefits to further increase the rate of child labor. It is also desirable to create a society where children do not work. Furthermore, to provide education and learning opportunities for children after rescue, we must strengthen and improve social security systems in each country, thereby establishing a foundation for a comfortable life for families and children. This call also calls for the protection of unaccompanied children, promoting a system where they can be placed in safe dormitories or with other people (in their own country, unaccompanied children are often imprisoned with their mothers). It calls for the establishment of a school system, sanitation in the surrounding area, and the establishment of school meals, along with the securing of appropriate food routes. These schools should be open to everyone, regardless of disability or gender, and should provide ample support. As part of environmental improvement efforts (in their own country, environmental issues have been identified as posing a risk to children), it calls for the use of benchmarks to measure the environment, and for the creation of a system for reporting on these surveys, as well as for the promotion of understanding and cooperation from companies, NGOs, and UNICEF. Furthermore, it calls for significant financial support from major economic powers, such as the G7 and permanent members of the UN Security Council.

Canada

カナダでは、労働法下で未成年労働者には保護規定があり、最低年齢、労働時間、危険作業からの除外などが法律で定められていることもあり、児童労働はほとんど報告されていない。また、2024年から「強制労働・児童労働防止法」を施行していく児童労働を防止する仕組みを強化している傾向にある。児童労働によって作られた製品の輸入も禁止している。しかし、国内での人身取引は多く行われていると見られ、そのうち約80%が25歳以下の女性であるため深刻な問題とされている。この問題に対してカナダは国の機関を設置したり声明を発表したりして対策をとっている。また、カナダではオンライン児童性的搾取は多く報告されており、またそのうち警察が解決したものは約3分の1であるため国内で問題視されている。これを受けてカナダでは2025年にオンライン児童性的搾取対策に約3970万カナダドルを投資すると発表した。これによって地元の警察インターネット児童搾取ユニットの強化や、専門教育・装備の整備への支援が実現された。またオントリオ州では児童虐待などの通報を受け付ける機関を設けるなどして地

域レベルでの保護システムを構築している。児童婚に関しては法律上は16歳未満は結婚禁止となっている。しかしカナダでは婚姻届を出さない非公式な結婚が多くこのような状況にある児童は約4000件にものぼったとされていますこれに対しSDGsの目標にもなっている2030年までにすべての形態の児童婚を撤廃するという目標を掲げ児童婚ゼロを目指している。このようにカナダでは児童搾取に対する意識が高く、根絶のために法整備や支援などを続けている。現在既にCPP(Child Protection Partnership)などに對して積極的に支援を行なっている背景もあり、支援には積極的な立場である。カナダが提案する政策としては、支援を希望する国が国際機関に対し、必要な金銭やノウハウ、教育などのプランを示した計画書を提出し、支援をする余裕がある国が、国際機関を通じて、希望する国に支援を送り、支援を受けた国が、国際機関に使用用途や効果を示す報告書を提出するという政策を提案する。この政策をすることで私たち支援する側は支援が本当に必要な国に必要な量をしっかりと届けることができる。また、支援を受ける側の国も必要な支援を必要な分だけ受けることができ、お互い良い関係で支援できる。2国間での支援ではなく国際機関を通しての支援にすることによって各国に支援を公平に行き渡らせることができ国際的な利益につながる。さらにSDGsのゴールの達成にも貢献できる。計画書など書かずに早く支援して欲しいと思う国もあるかもしれない。しかし、計画書を書くことで不正な支援の流れを防ぐことができたり、よりそれぞれの国にあった支援を行うことができると考えるので計画書は必要としたい。

Chad

今回の議題である「児童搾取の根絶と子どもの権利の保護」についてチャドの現状をゴールごとに對応させて述べていこうと思う。児童労働について、チャドは現状として「児童労働の最悪の携带」について対策の結果進展なしの評価を受けている。紛争による難民の流入、学校教育の普及の不足が児童労働を拡大をしている現状をILOは認識している。これら二つの観点はこれから述べることにもつながる。チャドの児童婚は、児童率が世界の中でも特に多い現状にある。児童婚について、紛争が児童婚を拡大させているとUNICEFの報告書で認識されている。また児童買春、性的搾取の観点についても教育の不足、紛争、紛争に基づく人口移動などによってチャドの国内の問題が拡大している現状がある。さらに児童の人身取引については、国境での人身取引が顕著となっている。国境において、このような現状であるため、難民が発生するとどうしても人身取引が拡大してしまう。

これらの現状を踏まえて教育の改善と紛争の解決の二点について政策を述べる。教育の改善策としては、「From Learning Recovery to Education」の報告書に示されているRAPIDアプローチを進めていくことを奨励することを提案する。これは学校閉鎖後の学習損失を回復する国レベルの政策ワークフレームとなっている。SDG目標4で、教育の質の改善についての国際的な必要性の認識がされた。その後、インチョン宣言において、改善策を講じた結果、就学率の向上はできているが、質の向上が伴っていないという現状が認識された。

さらに「The State of Global Learning Poverty:2022 Update」において学習貧困(学習の質が悪い状態)について言及がされている。これにおいて学校閉鎖やそれの緩和策の不十分さ、家庭の経済状況が学習能力の低下につながっていることが認識された。また、それと並行してUNISEFの「レポートカード19」においてコロナ以降の子どもの基礎的な学習能力の低下が認められている。

次に紛争について述べる。チャドが国際社会に求めることは紛争下におけるPKOの活動の拡大だ。これは2024年の国連安全保障理事会決議にある紛争下の子どもの保護のメカニズムを強化するという内容をより具体的にしたものである。PKO部隊へ義務的な子ども保護のトレーニングをすることや、国際的に武力勢力との交渉において子ども兵士の即時解放を最優先事項にすることなどを求めて生きたいと考えている。紛争から

起こる多様な児童搾取の問題は教育などの別の対策だけで解決することができない。よってこれらの政策を実行する必要性を我々は認識している。 (削除)

China

Regarding Goal 1, the approach through poverty reduction aims to address the root causes of child labor by tackling poverty in developing countries through organizations like the UNDP (United Nations Development Programme) and the World Bank. The approach through education focuses on promoting support for international funds dedicated to resolving existing educational gaps. Specifically, this involves expanding support for initiatives such as the Global Partnership for Education, Education Cannot Wait, and the International Financial Facility for Education.

Regarding Goal 2, I believe child marriage can be reduced through education and support in areas like rural regions where government oversight is insufficient.

For Goal 3, we should strengthen and expand reporting systems for sexual exploitation in each country. While phrasing this incorrectly could risk appearing as interference in domestic affairs, another approach worth considering is implementing employment restrictions for individuals with a history of sexual offenses, such as prohibiting them from working as teachers.

(削除)

China addresses human trafficking through cooperation between the Ministry of Public Security, Ministry of Education, Ministry of Civil Affairs, Supreme People's Court, and Supreme People's Procuratorate. It also collaborates with foreign law enforcement agencies to punish Chinese nationals suspected of trafficking abroad. However, current penalties for "buyers" remain relatively light—imprisonment of several years or less—compared to those for "sellers." This disparity highlights the need for new policies. A specific example of action is the case of Yu Huaying, who was executed in 2025 for trafficking 17 children.

Some of our policies we are thinking about include

requesting member states to possibly encourage their respective companies concerned with online platforms to set clear restrictions on content that may be facilitating, indirectly boosting, or promoting the sales of children under compliance with state law,

requesting member states to create a system for hospitals to alert the appropriate law enforcement such as police when there is a suspected trafficker with enough concrete evidence in accordance with national law,

requesting the creation of mental help hotlines for anyone affected by human sales in countries that do not have it,

and inviting countries to include education regarding human sales in ways such as "how to help others who have been trafficked", "how to help a person that may be involved in trafficking", "what to do when you are in danger of being trafficked", and "how to recognize signs of a human trafficker."

Egypt

エジプトにおける児童搾取は、主として児童労働とストリートチルドレン問題として顕在化しており、その背景には貧困や家庭内暴力といった社会経済的要因が深く関係している。2021年に実施されたエジプト家族保健調査（EFHS）によれば、5歳から17歳までの子どものうち約130万人、全体の4.9%が児童労働に従事している。このうち約90万人は、健康や発達を脅かす危険有害な労働環境に置かれている。2014年の調査では児童労働率は7%（約160万人）であったことから、一定の改善は見られるものの、依然として深刻な問題である。

児童労働は貧困と強く結びついており、最貧困層の家庭では子どもの約10%が労働に従事している。地域差も顕著で、特に上エジプトの農村部では、都市部の2倍の割合で児童労働が確認されている。年齢別に見ると、5歳から11歳の子どもが約47万人、12歳から14歳が約31万人に上り、低年齢層から労働に組み込まれている実態が浮き彫りとなっている。

加えて、ストリートチルドレンの存在も重大な人権問題である。UNICEFは2011年時点での数を最大100万人と推計している。路上生活に至る主な要因は貧困と家庭的問題であり、特に家庭内暴力や虐待は、子どもが家を離れる直接的な引き金となっている。路上では、暴力や賃金未払いといった搾取に加え、性的搾取や強制的な物乞いの被害に遭う危険性が極めて高い。政府は人身取引対策の国家戦略（2016～2021年）を策定したが、EFHSでは薬物取引や商業的性的搾取など、最悪の形態の児童労働に関する十分なデータは収集されていない。

さらに、未成年者を含む被拘禁者に対する拷問や虐待も報告されており、殴打や電気ショック、長時間の拘束などが人権上の重大な懸念となっている。

こうした状況に対応するためには、国家母子評議会（NCCM）を中心とした包括的な政策対応が不可欠である。第一に、子ども保護委員会（CPC）の機能強化が求められる。CPCは2008年改正子ども法に基づき設置され、ハイリスク児童への予防的介入を担うが、地域間で機能にばらつきがあり、予算や監督体制の強化が急務である。第二に、タカフル・ワ・カラマに代表される条件付き現金給付制度を拡充し、学校就学と連動させることで、貧困を理由とする児童労働を防止する必要がある。第三に、日本の「要保護児童対策地域協議会」の経験を活かした政策ダイアログを通じ、CPC運営の改善を支援することが有効である。第四に、労働検査官の増員や治安部隊の不処罰問題への対応を含め、法執行と説明責任を徹底することが、児童の権利保護に不可欠である。

Ethiopia

①エチオピアは東アフリカに位置し、人口約1億3,500万人を有するアフリカ第2の人口大国である。連邦議会共和制を採用し、80以上の民族が共存する多様性の高い国家である。経済面では農業、食料生産、資源、エネルギー分野が主要産業であり、特に農業は国内経済の約半分を占め、国民の生活を支える基盤となっている。一方で、エチオピアは児童労働や児童の性的搾取といった深刻な問題を抱えている。2024年には、米国政府の報告書において強制的な児童労働対策に進展が見られないと評価された。特に、児童兵の強制徴用に関する懸念が指摘されており、一部の児童が軍事訓練を受けさせられ、家族が解放のために多額の金銭を要求された事例も報告されている。政府は監視機関の設置などの対策を講じているが、その実効性には課題が残る。また、エチオピアの法制度は国際基準を十分に満たしておらず、商業的性的搾取の明確な禁止規定がなく、15～16歳の危険労働を認めている点や、無償かつ義務的な基礎教育が法的に保障されていない点が、児童を搾取にさらす要因となっている。

②エチオピアは、児童搾取を犯罪として断固拒否する一方で、その根本原因である貧困、教育格差、社会的不安定を解決しなければ、真の根絶は不可能であると考える。こ

れを踏まえ、以下の政策指針を提案する。

第一に、児童労働の撲滅には条件付きの教育支援制度が不可欠である。エチオピアでは7歳から14歳を対象とする義務教育が存在し、授業料は無償であるが、文房具や教科書、通学費といった間接費用が家計の負担となり、児童労働を継続せざるを得ない状況がある。そこで、これらの費用を免除するとともに、登校を条件とした給付型支援を導入することで、労働から教育への移行を促進すべきである。これらの政策は財政的制約を伴うため、UNICEFや世界銀行と連携し、国際的支援のもとで実施する必要がある。

第二に、児童婚の廃止には出生登録と婚姻登録の強化が重要である。法制度上は18歳未満の結婚は禁止されているが、婚姻登録率の低さにより、実効性が確保されていない。出生登録と婚姻登録を連動させ、年齢確認を徹底するとともに、婚姻登録者が公的支援を受けられる制度を整備すべきである。これにあたっては、UNICEFやUNDPによる技術支援を活用し、デジタル登録制度や地方行政の能力強化を進める必要がある。

第三に、児童の性的搾取に対しては早期発見の仕組みが不可欠である。被害女児は不信感や社会的圧力から助けを求めていため、第三者による通報制度が有効である。特に観光業やホテル業界を対象に国家ホットラインを整備し、UNICEFやUNWTOと連携して国際的行動規範と通報体制を構築することが重要である。

第四に、児童の人身取引は国境を越える犯罪であるため、UNODCやIOMと協力し、情報共有、国境管理の強化、被害児童の保護および帰還支援を国際的枠組みの中で実施すべきである。

France

まず、フランス国内の子どもに係る諸問題について触れます。国内でもっとも重視すべきなのは子どもの性的搾取です。国内では児童ポルノに関してかなり規制が強い一方、それが原因ともなって、ポルノを求める人々の流出や隠れた売春が増加しています。とりわけ、フランスへの移民によって形成されたスラム街には、子どもへの性的搾取や国内で完結する人身取引が存在しています。一方で、児童婚や人身取引、児童労働においてはかなり厳格な措置により被害は最小限です。児童婚においては、制度上は18歳未満でも結婚ができるようになっているものの、結婚するための基準が厳しく、検察等公的機関の承認が必要であるため、児童婚は公正な状態です。また、人身取引では、フランスが国境を超えて行われる人身取引に係る事例は少なく、上記のような移民としてフランスに入国した子どもたちが国内で人身売買されるケースのみに限られており、フランス全体の子どもから見るとかなり少数になっています。

国内だけではなく、国際的にも私たちフランスは子どもの権利に関して積極的に行動してきました。例えば、フランスはILOの主導するSDGsのアライアンス8.7に参加しており、SDGs達成に向けての貢献性が認められます。

そこで私たちは次のような政策を提示します。まず、全ての論点に共通し、全ての子どもを「個」として扱うことを目指します。例えば、現状把握できていない子どもの人数や個人情報の管理の徹底です。これにより多くの国、特に子どもの権利保護が十分でない国において、子どもの生活や労働、搾取の状態の把握の基盤を構築することが可能となります。自国で言えば、隠れた売春、スラム街や移民に関する問題の対策となります。加えて、子どもの権利保護の基礎として、政府自身が子どもに係る物事に専門性を有する等、子どものケア体制の整備を目標として掲げます。

これらの基盤があつてこそ、以下の具体的な政策へ踏み込んでいけると私たちは考えています。まず、最も私たちが主張したいのは「教育の再認識」です。例えば、児童労働では、貧困であることが一つの要因でかつ、解決が困難なものです。ただ単に貧困から脱するための人道支援では持続しないため、永続的に貧困に陥らないようにするためにには教育が欠かせません。初等教育は基礎的なリテラシーを身につけるため、女子教育は世代間の断絶ため、とそれぞれ役割を担い、その意義を再度確認する必要があります。

す。

2つ目に、サプライチェーンについては、発展途上国に存在する企業を下請け企業としている大企業を持つ先進国に対して、積極的なラギー原則の遵守を求めていきたいです。自国は、ラギー原則を国内の法律として落とし込み、サプライチェーン全体の人権保護を積極的に行っていきます。先進国でなければできないこの原則の遵守というのを強く他の先進国にも訴えかけていきたいと考えています。

Germany

①ドイツは、家族主義的な保守主義レジームの国と見なされている。だが、戦後は家族主義的で保守的なキリスト教政党に対抗して男女の同権化を求めた社会民主党の政治勢力があり、男女の同権化がある程度進展してきたことも確かだ。現状として、ドイツの家族政策ないし社会政策によって子どもの貧困率は英米の自由主義陣営の国や日本に比べるとかなり低い水準にある。しかし、母子家庭に貧困が集中している傾向にあり、少子化が進行している。

課題としては、親の権利との調整や、子どもをどのように法的に反映させるかが挙げられる。具体的にいうと、児童虐待との関連で親権法の在り方が問われる中、子どもの意思と権利を尊重する家族法の構築や、権利主体としての法的根拠の整備、憲法への明記が未達であることだ。つまり、ドイツでは母子家庭の子どもたちが不利な状況に置かれやすく、それを支える制度の柔軟性や包括性の不足を本会議で注目すべきである。

②政策について、ドイツは児童労働に関与した企業および国家に対する経済的制裁の導入を提案する。児童労働によって生産された商品については、輸入禁止にとどまらず、違反企業への高額な制裁金や国際市場からの排除を可能とする枠組みを構築すべきである。また、各政府には自国内企業のサプライチェーンに対する厳格な監査義務を課し、違反を放置した国家にも責任を問う体制を求める。

第二に、ドイツは児童の性的搾取に関する域外適用型の国際法整備を強く提唱する。子どもを利用した有害なコンテンツの製作・流通・所持に関与した者は、国籍や居住地を問わず処罰されるべきであり、各国の検査機関による情報共有と即時引き渡しを義務化する必要がある。子どもの尊厳を侵害する行為に、主権を盾にした逃げ道は認められない。

第三に児童労働が多発する地域に対する教育直接投資制度を構想する。援助資金を政府を通さず、学校建設、教員育成、教材整備に直接投入することで、子どもが「働く」以外の選択肢を持てる環境を整える。教育への投資は、最も確実な児童労働対策である。負のスパイラルを抜け出すためにドイツは様々な支援で、短期的なアプローチから長期的なアプローチへと繋げることを約束する。歴史が示すように、人権侵害は沈黙から始まる。ドイツはその教訓を踏まえ、子どもの人権をいかなる状況でも最優先する。

第四に義務教育未整備を是正対象とする新枠組みを提案し、一定水準の初等中等教育を保障できない国に、改革計画提出を義務化、国連が進捗を監視し教育は義務と位置づける国際社会全体の責任として明確化することを求める姿勢を示す。

最後に、ドイツはフェアトレードを「選択肢」ではなく「国際基準」へと引き上げることを提案する。一定割合以上の公共調達をフェアトレード商品に限定し、これを満たさない国家には国際的な是正勧告を行う仕組みを構築すべきである。子どもの権利に妥協は存在しない。

Ghana

Ghana's industry depends heavily on cocoa and gold, intensifying poverty and resulting in violations of the rights of children, who account for 45% of the population. 70% of children live in poverty, leading to limited access to education because of the lack of school necessities, facilities, and faculties.

In Ghana, 21% of children aged 5 to 17 are child laborers, which is approximately two million people. One in five children are forced into marriage as a child. Human trafficking is also a serious problem. In the fishing industry, there have been reports of parents selling off their children for 1 to 25 dollars (USD) or even for free due to financial problems. Trafficked children are vulnerable to having to work long working hours and often face sexual exploitation. There have been many reported cases of homeless children being forced into survival sex.

A traditional practice called Trokosi forces girls between the ages 5 to 15 to work in temples for free. These girls are sexually exploited as a form of payment for the sins of their families. Servile marriages are also a serious issue. Even though marriage for those under 18 is illegal in Ghana, servile marriages continue to happen, suggesting an insufficient enforcement of the law.

While Ghana has international protocols and a national action plan, law enforcement is weak. Weak monitoring, social inequalities, and the lack of government services hinder child protection. As a result, many children do not have basic rights such as education, protection, and freedom from exploitation.

To address these issues and build a society where all children feel safe, Ghana emphasizes the need to reinforce and operationalize its legal frameworks. Although the Children's Act of 1998 establishes the minimum age for regular work at 15, light work at 13, and hazardous work at 18, and prohibits night work for children, the enactment of this legislation remains weak. Many communities prioritize their own cultural practices over national laws, subverting the protection of children's rights.

Education is a key factor to break the cycle of poverty and child exploitation. Ensuring access to schools, improving facilities and providing necessities for schools will assist in upholding the rights of children. It is crucial to enlighten not only children, but also adults that child labor, trafficking, and other related abuses are intolerable. However, raising awareness alone may ultimately prove ineffective and will only work in the short term. It is essential for governments to support adults by improving employment opportunities and raising people's incomes, reducing the economic pressures which leave families no choice but to rely on child labor. Ensuring that children complete compulsory education and learn essential skills is key to medium-term progress. In the long term, it is necessary for families and communities to revise cultural norms. Culture is one of the root causes of the violation of children's rights. Since limited technology and law-enforcement capacity complicate the monitoring of trafficking, community-based protection systems are needed. To illustrate, programs that create local groups responsible for safeguarding children and preventing trafficking are required.

Because the paucity of resources remains a substantial barrier for countries suffering extreme poverty, such as Ghana, international support and collaboration is vital. Through global commitment and shared responsibility, we will be able to build a basis required to safeguard every child. We look forward to working toward a consensus to ensure lasting protection and dignity for all children.

Guatemala

①

我が国は、治安が悪く、教育なども十分に普及していない。また、先住民の住んでいる地域は学校がないまたは遠く、貧困率が著しく高いため、先住民の子どもは子供の権利を十分に享受できていない状況である。家族の家計を支えるために幼い頃から労働をせざるを得ない。女子教育の重要性に対する理解が不足していることから女子は、学校より家事や弟妹の世話を優先され早婚を促される。性教育が普及していないため、10代妊娠率が非常に高水準。妊娠してしまうと、中退せざるを得なくなり、早婚にもつながる。これらのことは先住民の子どもに限ったことではなく、国全体でもこのような事例が多数見受けられる。女子に対する性的虐待・暴力が蔓延し、子どもや若者があらゆる暴力の危険にさらされているなか、子どもの保護システムが未整備である。

グアテマラでの中等教育修了率は女子でわずか51%、男子で48%であり、先住民は高等教育において依然として過小評価されている。十分な教育を受けられないために、児童労働、早婚が起こってしまうと我が国は考えている。

商業的性的搾取において、欺瞞的な勧誘は一般的であるが、一部の報告では、親や保護者が金銭的補償と引き換えに少女たちを商業的性的搾取のために売っていることが示されている。貧困率の高さがこのような事例を招いているのだ。

②

児童労働をなくすための我が国が提案する政策は以下のものである。

我が国は地理的、経済的に学校に通えない結果、児童労働をすることもが増えていると考えているため、学校の建造や学校までの道などを整備することや学費の無償化、一定年齢以下の労働の禁止する法律の制定と呼びかけである。また、この法律を違反した場合、雇用主側への処罰を厳格化する。

児童婚をなくすための我が国が提案する政策は以下のものである。

児童婚が人々の常識になってしまわないように、児童婚による当事者への負担や女子への教育の重要性などの教育をする。児童労働と同様に学校に通えていない結果児童婚を選択するケースが多いため、学費の無償化や学校の建造や学校までの道などを整備する。

児童売春・性的搾取をなくすための我が国が提案する政策は以下のものである。

多言語対応の相談窓口を設ける。家計を支えるために商業的性的搾取をされる事例があるため、家庭に対する現金給付や、親の雇用機会を増やすようなサービスを拡大する。児童売春・性的搾取を行った加害者（仲介者も含む）に対する処罰を厳格化、インターネット上での勧誘が行われていないかを監視するシステムを設ける。

これらの政策には、莫大な資金と人材を要するため、我が国のような発展途上国のみでは実行することが難しく、先進国からの支援が必要不可欠である。よって、先進国に資金的、技術的支援と人材支援をするよう強く求める。

India

①インドにおいて、児童労働、児童婚、人身取引、児童の性的搾取など、子どもに対する搾取は依然として深刻であり、子どもの権利が十分に保障されていない状況が続いている。特に児童の性的搾取については、2017年から2022年の間に報告件数が約94%増加しており、社会的認知の向上による被害の顕在化という側面を考慮したとしても、子どもが深刻な権利侵害にさらされている現状を示している。

インド政府はこれらの搾取を防止するための法制度を整備してきたが、制度の存在と実際の保護との間には依然として隔たりがある。州・地区レベルでの行政対応や監視体制の差により、搾取を受けている子どもが発見されない、あるいは救出後に十分な支援を

受けられない事例が存在する。結果として、子どもの権利は制度として認められる一方で、現場では十分に実行されていないという課題が残されている。

②インドは、子どもを単なる保護の対象ではなく、権利を主体的に行使できる存在として位置づけ、子ども一人ひとりが自らの将来を選択できる社会の実現を目指す。そのため、既存の法律や制度を子ども一人ひとりに確実に届けるための実行力の強化を政策の中心に据える。

まず、児童労働や性的搾取などの被害を早期に発見し、迅速に保護へとつなげる体制を整備する。地方行政、学校、医療機関、地域社会が連携し、通報や情報共有が滞りなく行われる仕組みを構築することで、搾取が長期間見過ごされる状況を防ぐ。特に、支援履歴や対応状況を行政と支援機関が共有できる体制を整えることで、子どもが支援から取り残されることを防止する。次に、救出後の支援を一時的な保護にとどめず、教育への復帰支援や心理的ケアを継続的に提供する。これにより、子どもが自らの意思で学び、将来の進路を選択できる力を回復させ、再び搾取の環境に戻ることを防ぐ。これは、子どもの権利を守ると同時に、将来の社会を担う人材を育成するという点で、インド社会全体の安定と発展にも寄与する。また、制度を運用する行政職員や支援関係者に対し、子どもの権利と最善の利益を重視した研修を強化する。法制度が現場で適切に理解され、実践されることで、地域間の対応格差を縮小し、制度の信頼性を高めることができる。

これらの政策を通じて、インドは子どもの搾取を構造的に減少させるとともに、子どもが自らの権利を理解し、将来を主体的に描ける社会を実現することで、持続的な世界平和を推進させることを目指したいと考える。

Indonesia

1 インドネシアにおける子どもの搾取は、児童労働、児童婚、児童性的搾取・人身取引が相互に結びついた深刻な社会問題である。その背景には、貧困、教育へのアクセス不足、ジェンダー不平等、地域格差、そして宗教・文化慣習と制度の乖離がある。農村部や離島では、教育の地域格差のため、子どもが農業や漁業などの労働に従事しやすい。児童婚については、最低結婚年齢が19歳に引き上げられたものの、宗教裁判所の例外許可や慣習により早婚が続いている。特に結婚金を目的とした結婚は、少女の教育や健康を奪い、虐待のリスクを高める。また、出生証明書を持たない子どもは中等教育に進学できず、搾取に巻き込まれやすい。教育を受けられないことが、子どもの権利意識の欠如につながり、搾取を助長している点が大きな課題である。

2 本施策は、人身売買に対する強力な抑止力を確立すると同時に、その根本的原因である貧困と教育格差を解消し、人身売買の連鎖を断ち切ることを目的とする。インドネシアにおける子どもの搾取は、経済的困窮、教育機会の不足、地域格差、そして文化・宗教慣習と制度の乖離が複雑に絡み合った構造的問題であり、単一の対策では解決できない。そのため本提案では、短期・中期・長期の段階的施策を相互に連動させ、持続可能な解決を目指す。

まず短期的には、人身売買に対する即時の抑止力を高めるため、プローカーや買い手側に対する罰則を大幅に強化する。一方で、貧困ゆえに売り手となりうる家庭や被害児童は処罰の対象とせず、摘発を恐れて被害が潜在化する事態を防ぐ。この方針は、被害者保護を優先する国際人権基準にも合致するものである。また、強化された罰則によって得られた罰金は、将来的な教育支援を支える安定的な財源として確保する。

次に中期的には、公共投資による雇用創出を進め、貧困層の家庭に安定した収入源を提供する。公共事業に親や若年層を積極的に雇用することで、児童労働や人身売買に依存せざるを得ない状況を改善する。これにより、親がブローカーに子どもを託す動機を減らし、家庭の経済的自立を促進する。同時に、道路や水資源などのインフラ整備を通じて、農村部や離島地域の格差是正も期待される。

長期的には、罰金収入を活用して教育の無償化と質の向上を実現する。各地域の主要産業に即した実践的な教育を導入し、将来の安定した就労につなげるとともに、人身売買の危険性を理解し自らを守るために予防教育や権利教育を徹底する。これらの施策を包括的に実施することで、子どもの最善の利益を中心に据えた社会を構築し、人身売買の根本的解決を目指す。

Iran

イランは労働法で 15 歳未満の子供の雇用を禁止していますが、イラン議会調査センターの報告では約 160～200 万人約 15% の子どもが働いています。イランは児童労働を深刻な問題だと認識し、法整備を進めてきました。児童青少年保護法により監視の目が行き届きにくい非公式セクターでの搾取を犯罪化厳罰化するなどした。また、最高指導者ハメネイ氏の命令により法的地位にかかわらずすべての子どもが公立小学校に通える権利を保障しました。国家福祉機構によるストリートチルドレンの一時的な保護、家族への経済的支援などの支援を行っています。しかし、実際はより深刻化しています。

第一は経済制裁によるハイパーインフレでインフレ率が 40% を超えるなど経済が不安定です。貧困層が増え、家計を助けるため子供が働きに出なければいけない状況が増加しています。一度は離れても生活が維持できなくなり再び労働市場に戻ってくることもあります。また、ハイパーインフレで物価が上がり物価スピードに支援の額が追い付かず、政府の財政も苦しい状況にあるため、実質的な支援の低下になっています。根本的な経済問題を解決しなければどんなに規制しても児童労働はなくなりません。経済制裁は経済に深刻な影響を及ぼします。こどもはその経済制裁による被害を受けます。そのことを国際社会は理解し、制裁を撤廃することを求めます。

また、こうした経済状況のため規制をするだけでは解決しません。貧困の連鎖を断ち、また経済的な理由で支援から遠ざかるのを防ぐため、家庭に対し子供を学校に通わせることを条件にした現金給付支援を創設拡充します。法整備をしても監視の目が行き届かない状況オーマルセクターが大きな存在です。法の外での労働なので労働法や最低賃金が守られず、子供が公的な助けを求めることができません。代表的で大きな問題がゴミマフィアによるゴミ回収の児童労働です。自治体はごみ収集を民間の請負業者に委託し、請負業者は利益を増やすため正規の作業員を雇わず、子供を雇います。子供はマフィアによって管理されます。自治体が直接正規の労働者を雇い責任をはっきりさせることを目指します。このように、ほかでもサプライチェーンの管理の徹底を目指します。

イランは世界最大級の移民受入国で、約 380 万人のアフガン難民がいます。さらに 2021 年のタリバン政権移行さらに急増しました。アフガン難民イランの児童労働の多くを占めています。貧困で、さらに未登録の不法滞在者であることが多く正規の職に就けずインフォーマルセクターに吸収されていきます。アフガン難民の保護はイランの公的サービスを圧迫し、インフラは不足します。さらに経済的な問題もあり、難民保護に伴う児童労働問題は、一国で背負える範囲を超えていました。本会議で、国際社会全体で難民の子どもの状況を直視し、共通の責任として難民支援と負担分担を強化すべきです。

Japan

Locating in tiny islands in the far east, Japan has a significant influence on the global economy. Proudly, Japan boasts its high educational quality that is considered to be distinctive from the majority of other countries. Not only do we possess the paramount educational quality, but also we are known for its low crime rate, therefore being a relatively “Safe” country for children.

On the other hand, despite its enormous, worldwide economic influence, problems regarding children's poverty have not been addressed critically. In 2021, 11.5% of Japanese children face poverty, financially treated unfairly.

However, our vital principle at stake is that poverty rate is not just a simple digit of numbers, but it is also the odd in which child exploitations would occur. In fact, many causes for child exploitation lie on their poverty as a whole, and we obviously need to address the exploitations, especially increasing numbers of them which are offended online. Although the total number of CSEC cases inside Japan is significantly low compared with other countries, it is obvious that their number online which official organizations have not recognized is massive. Having a relatively small number of children labour and certainly child marriage, on the contrary Japan still face problems of child online exploitations and recognize it as our proposition in which we must dedicate ourselves to.

Hence, we Japan suggests several policies that would critically address the problem of child online exploitations and their sexual exploitations. First of all, recalling the resolution in the Convention of Rights of the Child, we request both private sectors and all governments to set stronger monitoring systems for children including enacting laws and restrictions on all illegal social media posts of CSAMs and stronger patrol of them via servers. In fact, an analysis of INTERPOL stated that the reason why CSAMs never diminish despite our international effort is because encryptions, anonymizations, and reliance on servers in foreign countries prevent officials from suspecting those online crimes and perish them. Thus, we consider addressing them by enacting international systems clarified by clear statements to monitor social media platforms to regulate all kinds of CSAMs or child sexual exploitations. We regard this as the most immediately-effective solution in terms of child's online exploits, for which all countries have responsibilities and accountabilities. Although Japan has a globally low crime rate of face-to-face child sexual exploitation, online exploitations are not a problem for a single country, hence there is no excuse for not committing to this improvement and Japan has clear responsibility for solving this problem. Based on this, we also would like to create a clear statement and set a practical system to address that task, in which states that all countries including developed countries have to address the problem of online child sexual exploitations and thus have to take immediate solutions for its prevention with private sectors and government officials. This is our most important point that we must dedicate ourselves to that task remaining before us. Next, as our middle-term solution, we suggest clarifying where the responsibilities of online sexual exploitations belong to in order to boost efficiency in preventing upcoming child sexual exploits done online. Although it is not practical for all government officials to enforce the laws to all social media companies, there should be no complaint about clarifying the direction in which all of us are supposed to follow. Therefore, what our proposal is, to contextualize and clarify the guideline regarding

how social media platforms should take measures to prevent new child online sexual exploitations including CSAMs, and where their accountabilities and responsibilities belong to, specifically platform enterprises or its government.

Now, as our final suggestion from the prospect of long-term measures, we are proud

to propose our conception of 'Education for Prevention'. What it means, is that as the entire problem of child exploitation including child labour, child marriage, and child sexual exploitations, it is obvious that lack of education is the fundamental principle to prevent all of them, and pave the way for the next generations, Sharing Japan's high educational quality, we are positive to support educations to fundamentally grant children their rights, recalling the decision of CRC.

Laos

首都ブイエンチャンから車で三時間ほどの村では、至る所から「カタンコトン」という音が聞こえています。これはモン族の伝統的な織物の機織り機の音です。きっとみなさんがその反物を見れば、美しいと感じるでしょう。何も知らなければ。

実は、この工場で機織りをしているほとんどは少女達なのです。一人の娘に「学校へは行っているのですか」と聞いてみると悲しそうな笑みを浮かべながら「私は小さい頃から親を助けるために機織りをしています。勉強する事は出来ませんでした。だから文字の読み書きさえも出来ません」と答えたのです。これらは当然、児童労働に該当します。ラオスでは5~17歳の全児童の15%が労働しているとされます。ラオスで児童労働をしている子供たちのほとんどは、学校に通うことが出来ていません。ただ児童労働を禁止しても問題が解決しないのは明らかでしょう。貧困が不十分な教育を生み、不十分な教育が貧困を生むという悪循環がまさにここにあるのです。

不十分な教育の犠牲は、単なる児童労働にとどまりません。

「ラオスのとあるホテルに入ってみると、15歳前後の少女が待っていた。誰も選ばずにはいると、"ニューヤング"と言われ、さらに奥に案内された。そこには10歳前後の少女たちが待っていた。」これが、今のラオスの児童買春の実態です。児童売買は需要と供給が悪い形で合致してしまっており、ビジネスとして成立しているのです。この現状を変えるには、需要と供給の双方を無くす必要があります。供給、つまり犠牲となっているのは、貧しいラオスの子どもたちです。貧困という弱みにつけこみ、児童買春が行われているのです。では需要はどこから来るのか。主な需要は海外からです。各国では、自国内での児童買春が禁止されている一方、自国民が海外で犯した罪について処罰する、域外処罰制度の整備が不十分です。そのため、国内で出来ない海外から来た人が、ラオス国内で児童買春を利用しているのです。この児童買春が特に強い需要によって成立している以上、この問題を国内のみで解決することは非常に困難であると言えます。各国が域外処罰制度の整備を含め、協力して需要を断ち切ることが不可欠です。

子どもに係る問題は、単一ではありません。多くの問題が密接に関わっています。子どものための特別総会は、子どもに係る問題に対して、横断的に対応することが求められているのです。これらの子どもたちを救うにはまず、実態を明らかにしたうえで、国際レベルでの具体的な対策が求められます。子どもに関する問題は、一朝一夕には解決しません。それでも、一つひとつの行動が、問題の解決への足掛かりとなるのです。

Mexico

メキシコでは児童労働は国際労働機関（ILO）の条約や国内法で禁止されている上、憲法や連邦労働法においても制限・禁止がなされている。その一方で、特に農業分野における児童労働の事例が多く見受けられている。主な原因は、社会格差、教育機会の欠如などが複雑に絡み合ったことである。これらは貧困を固定化し、簡単には抜け出せないのが現状である。現在、メキシコの児童労働は近隣の先進国からもかなり問題視されており、対策のための金銭的支援や政策提言などの国際協力も行われている。それを受

け、教育支援による環境づくりや、児童労働監視改善システム（CLMRS）による特定の産業における児童労働の特定や監視、是正や防止などが進められている。しかし、依然として現状は改善されないままである。また、国内法で禁止されているのにもかかわらず、貧困層や先住民のコミュニティでは事実婚の形で児童婚が存在していたり、人身売買の一環で性的搾取が行われたりと人権侵害とも捉えられる問題が多く存在する。

我が国は農業分野での児童労働が多く見られることから、機械の導入、親の教育に関する理解の促進、フェアトレードへの国際社会全体での取り組みを目標の3つを目標として掲げていきたい。1つ目の機械導入は、メキシコの農業分野において児童労働が減らない原因が各家庭における稼ぎ手の不足であることから、児童が仕事に携わらなくても家計が圧迫しないようにするために必要であると考える。しかし、我が国にはそれらを国民に公布するような経済の余裕がない状況である。よって製造業に力を入れている各国にこのような機械開発の技術的支援、また原料や機械そのものの物資的支援を要求する。これは国連総会で報告書を提出し、支援してくださる国が必要ないと判断した場合は、支援の打ち切りに関する会議を二国間で行うものとする。2つ目の親の教育への理解は、教育を軽視し子どもに教育を意図的に受けさせないという事例をなくすために必要であると考える。仮に児童労働の問題から抜け出すことができたとしても、教育を受けておらず安定した職に就けなかったり、低賃金な職にしか就けなかったりすると貧困の連鎖が起こってしまい、また子どもの労働力に頼ることになってしまう可能性がある。よってこれは未来の児童労働を未然に防ぐために重要なことであり、極めて優先度が高い。現在、近隣の先進国が我が国の教育の質や教員の提供など多くの支援をしてくださっているので、それに基づき大人への理解の促進を行っていくためにも引き続き支援をお願いしたい。3つ目のフェアトレードへの国際的な取り組みは、我々発展途上国 の農業分野においてその価値を守るために重視されるべきであり、迅速かつ誠実な取り組みの促進を国際社会全体に要求する。

Netherlands

①

オランダは、児童労働、児童婚、児童の性的搾取、人身取引の防止において、国内法細微と国際協力の両面から積極的に取り組んできた。

CRCへの批准、Dutch Child Labour Due Diligence Act という、企業に対しサプライチェーンに児童労働がないかを調べ、対処する義務を課す法律の可決（ゴール1）、法律で18歳未満の結婚の禁止（ゴール2）、強制結婚・児童結婚の刑事罰化（ゴール2）、児童ポルノに関する一連の行為の禁止（ゴール3）、Dutch National Rapporteur on Trafficking in Human Beings and Sexual Violence against Children というオランダ政府から独立した、人身取引や児童への性的暴力の実態を調査・評価し、政策提言を行う機関の設置（ゴール3&4）、などが行われてきた。

ただし、課題は残っており、オランダはカカオなどで児童労働のリスクがある国に強く依存しているため、消費によって児童労働に加担してしまっている事などがあげられる。また、オランダでネット上の性的搾取を取り締まる際、表現の自由やプライバシー関連のバランスをどう取るかがまだ決まっていない。

②

~~(削除)~~

Dutch Child Labour Due Diligence Actのような、企業のサプライチェーンに児童労働が含まれていないかの調査・監視するシステムの導入を各国に求める。また、児童労働の根本原因である貧困や教育機会の不足に対処するため、開発途上国における教育支援および経済支援プログラム（条件付き現金給付：CCTなどを通じ、児童労働の必要性を

減少させる取り組みを推進する。

(削除)

退学から結婚へとつながる構造が児童婚の主要な入口であることから、各国政府がUNICEFとの連携を強化し、児童婚のリスクにある女子が教育を継続できるよう、既存の女子教育プログラムの資金援助および制度的支援の強化を奨励する。

(削除)

児童買春、児童ポルノ、オンライン上の児童性的搾取（CSAM）を含む全面的な児童性的搾取を包括的かつ明確に禁止することを各国で義務化する。また、近年インターネット上での児童の性的被害が増えたことから、各国政府にSNSやアプリ会社との連携をとり、児童被害に関する監視や通報システムの強化を提案する。さらに、通報ホットラインの設置などを通じて、国家間での情報共有・協力体制の強化を推進する。

(削除)

国家間での情報共有と協力体制の強化を強く支持する。また、開発途上国における教育・経済支援プログラムを通じて、貧困や教育機会の欠如といった児童人身取引の発生要因そのものを減少させる包括的な取り組みを推進する。

Philippines

昨今取り沙汰されている児童労働や児童婚に関する問題の原因は主に子どもの家庭の貧困によるものである。そして、その貧困の原因を辿れば、それは親世代の教育格差に行き着く。家庭によって子どもに与えられる勉学の機会に偏りが生まれることで、子世代の教育格差、ひいては経済的格差につながるのだ。我が国・フィリピンでは、初等教育就学率は92.4%である。世界平均が男子91%、女子89%であることを踏まえると、低い水準にあるわけではない。しかし、中等教育以降の就学率は低く、高等教育就学率は30%程度となっている。これは教育を受けるよりも労働に従事するべきだという考え方があるが、現在でも根付いていることが要因のひとつとして挙げられる。また、フィリピンでは2020年に児童婚が違法化されたものの、特にフィリピン南部には依然として児童婚が行われているケースがある。

そこで、私たちは、教育を普及させることに力を入れたいと考えた。フィリピンでは「K-12制度」「4Ps」という制度がある。まず、「K-12制度」とは、幼稚園1年、小学校6年、高校6年の13年間にわたって行われる義務教育制度である。この制度があることによって、多くの子どもたちが学校に通うことができている。また、中退など学校に通えない子どもたちのために、政府は「4Ps」を導入している。これは貧困家庭に対し、子どもを学校に通わせることを条件に現金を給付する制度である。これによって、貧困家庭の子どもであっても教育を受けられるようになっている。現在のフィリピンの就学率はこの2つの制度によって保たれていると考えられる。学校に通うということは、教育を与えるだけでなく、家庭から離れた場所に居場所を得るということで、児童労働や児童婚などの搾取から逃れることができると考えられる。また、これはフィリピンにおける話であるが、学校では英語教育に力を入れている。そのうえフィリピンでは、英語が話せる人は現地のタガログ語のみを話す人と比較して高い給与を得られるようになっていることから、学校での英語教育が子どもの将来においていかに重要であるかがわかるだろう。ここまで明確な差が出ることは少ないかもしれないが、フィリピンのみでなく世界中で、教育の重要性は高いと考えられる。教育を普及させるためには、教育を受けられる経済状況、そして学校等の整備が必要不可欠である。また、今の情勢として、ICTの活用という選択肢が生まれてきている。ICTを使うことで学校から遠く離れた地方などに住む子どもでも教育を受けられるのではないだろうか。よって、私たちは、義務教育に関する制度を他の国々にも広めていきたいと考えている。

児童労働、児童婚、児童買春、性的搾取、人身取引など、あらゆる子どもに関する搾取が教育によって防ぐことができるはずだ。教育の力は文化、国、そして世界のあり方

を変えていくだろう。

Poland

1900年代の第一次・第二次世界大戦と続いた2つの世界大戦により、孤児・難民の子供が大量発生した。ポーランドは、全人口の中で犠牲者の割合が最も高い国の一となり、この経験から、「子どもは守られる弱者であり、一人の人間として権利を与えるべきである」という考えのもと、1978年国連人権委員会に対し、子どもの権利条約草案を提出した。この草案を基に、現在の子供の権利条約（CRC）が締結された。その後も、子どもの権利や保護を重要視し、これらに関する決議・報告書等を提出、国内法の整備・強化を行い、子どもの権利保障の質を高めてきた。また、CRC選択議定書（2011）を始めとした、司法主権・制度設計への外部的影響のリスクの高さについては特に注意深く評価している。

現代において、急速なグローバル化やデジタル技術の発展により、子供たちの生活に利便性や交流をもたらす一方、インターネット上やオンラインを悪用した、子どもの被害が急増している。この現状に対して、自国では国内法の強化、整備に努めているものの、現状は解決しておらず、依然として課題が残っている。この現状が解決されない要因として、インターネットやオンラインは国境を超えて繋がっているものであり、自国ののみの解決は限定的である。一方で、国際社会の現状として、CRC選択議定書（2000年）におけるインターネット普及による新たな被害形態の認識や、CRC一般意見第25号（2021年）におけるデジタル技術の普及によるプライバシー侵害、性的搾取を始めとした深刻なリスク発生の認識等にとどまり、政策や法整備が追いついていない。そのため、自国はこの課題を最優先解決事項と位置付け、プラットフォームに関して、運営企業に有害コンテンツの削除や検知、年齢確認の徹底などの法的責任の強化、製作段階での有害コンテンツの拡散抑制アルゴリズム開発、子どもへのリテラシー教育の強化といった「子どもへ有害コンテンツが回らないための技術的対策や企業の法的責任の強化、子ども自身が有害コンテンツと関わらないためのリテラシー教育の拡充」という方向性の政策を提案する。また、自国は近年増加している、紛争や侵略による移民、難民を受け入れているが、ポーランドに移住、避難してきた子どもに対しての監督、保護が間に合っておらず、人員取引や性的搾取等の子どもの権利侵害を誘発する、事件が発生している。これらの要因として、受け入れた子どもの移動経路や肉親の有無、移動管理などの情報共有不足、教育アクセスや精神的ケアを受けるための支援制度や、専門的知識を持つ人員といった、リソース不足がある。そのため、移住してきた子どもへの保護の必要性を重要視し、新たな情報管理システムの構築や子ども自身が言語障害を越えて社会的サービスへアクセスできるシステムの制度化、子どもへの後見人の即時付与、教育や精神的ケアを含む医療の支援制度の強化が必要であると考え、自国は、「子どもの保護のための情報収集システムの構築や子どもの情報アクセスの強化、子どもを保護し即時支援の実施」を実行するための政策を提案する。

Republic of Korea

現在の韓国ではゴール3にある児童買春・性的搾取が問題視されている。1990年代頃から若者による買春や性的搾取が社会問題として指摘され始め、低所得層や家庭環境に問題を抱える子供たちが性的搾取の対象になりやすかった。そしてこれらは、法整備により改善してきた。そんな中、近年問題になっているのが、児童へのオンライン上の性的搾取だ。特に、2018～2020年に発生したNth Room事件という大規模なデジタル性犯罪事件は社会に大きな影響を及ぼした。社会全体としてはこれらの児童の性的搾取は人権侵害としての認識が持たれており、根絶を目指す姿勢が強く、法執行や量刑が強化されている。しかし、デジタル環境は常に変化しており、新たな手口が次々と生ま

れるため、これらに対する継続的な対応と国際協力の強化が強く求められている。

他の3つのゴール児童労働、児童婚、児童の人身取引はいずれも貧困や社会不安、制度の未整備といった要因の中で生じやすい問題である。これらに関して、韓国では1987年の民主化以降、法整備や教育普及により、これらは人権問題として強く問題視され、現在ではほぼ解消されている。しかし、戦後の混乱期には貧困や戦争孤児の増加により子どもが労働力や婚姻、養子縁組の対象として扱われてきた歴史がある。よって、韓国はこれらの課題に直面する国や地域の状況に深い理解を持つ国であると言える。このような理解の姿勢は国際社会全体にとって必要不可欠であり、他の国々も我々と同様に他国の抱える課題を理解しようとし、この議題に向き合っていることだろう。

ゴールにある4つの問題を解決するためには、経済的・社会的安定が必要不可欠であると考えている。特に教育機会と貧困へのアプローチが長期的な予防につながる。また、オンライン上での児童への性的搾取は早急に取り組むべき課題であり、情報の透明性とプラットフォームの監視が不十分な現状を改善することが急務である。さらに、すべてのゴールに関して、各国は法整備と法の適切な執行状況の監視する必要がある。加えて、国際社会は情報共有や技術支援、被害防止策の普及などを通じ、各国の取り組みを支援し、協力して問題解決にあたることが不可欠である。

最後に、これらの児童搾取は、短期的には家計や経済活動を支える場合がある。しかし、教育機会の喪失や事後の対応へのコストなどの面を見れば、長期的には持続可能ではない。むしろ、子どもの権利を守り、教育や社会参加の機会を確保することは将来的に労働力の質や社会の安定性向上につながり、経済発展に寄与する。よって、子どもの権利保護と経済発展は互いに両立可能だ。

子どもの権利を守ることは負担ではない、将来の経済や社会への投資である。

Russian Federation

①現在ロシアでは、公式統計上児童労働はほとんど存在しないとされているが、実際には14歳以上の子供が働きやすくなるような法制度の改正が打ち出され、保護者や福祉当局の同意要件を緩めることで若年層の労働参加を促す方向に傾いている。

また、児童婚に関しては、全国の平均初婚年齢が上昇しており、かつての「ソ連期の早婚社会」からの晩婚化が進んでいる。しかし、イスラム教などが盛んな伝統的・宗教的規範が強い地域では「特別な事情」によって14歳から17歳の婚姻が認められるケースがあり、児童婚に該当する事例が集中している。また、少子化や人口減少への危機感を示している政府の母親資本制度や伝統的家族観は十代の早い結婚・出産を奨励する社会的圧力として機能しているため、児童婚リスクの構造的要因として懸念されている。

児童の性的搾取については、インターネット上の児童ポルノ関連犯罪の立件件数増加が報告される一方、児童買春や商業的性搾取に関する包括的統計は整理されておらず、人身取引犯罪として正式に認定・統計化される件数は実態より少ないとみられている。

②ロシアは児童の就労を減らすためには外国人労働者の受け入れや各分野に対応するロボットを導入しているものの、それでも労働者が足りないという現状がある。労働者確保のため、児童労働に対する規制緩和を求める。また、外国人労働者の集約体制やロボット普及のための技術支援を求む

児童婚に関しては我が国では大体的に行われているわけではないが、一部地域の慣習や宗教による児童婚が後を絶たないため、このような児童婚を防ぐために世界的に協力していくことの大切さを強調する。自国は経済的に余裕がある状況ではないため、求められれば支援を行う。児童婚の当事者たちは児童婚から逃れるにも逃れられない状況にあるため、当事者たちが周囲の人の目のない形で相談ができる体制を整えることを提案する。

児童の性的搾取に関してはインターネット上の児童ポルノ関連の犯罪が増加してきていく

ることを踏まえ、ネットリテラシーの教育をおこなうことを提案する。また犯罪自体が蔓延していることを受け、ネット上の取り締まり強化を行う。性的搾取の被害に遭ってしまった、またはその危険性がある児童が相談する、または周りの人が通報できるようなシステムを構築することを提案する。各国が提案する政策に支援が必要であれば支援する。

Saudi Arabia

自国は子どもの権利条約の締約国として、法整備を進めつつ、宗教的・文化的背景を重視する慎重な姿勢で子どもの保護に取り組んでいる。児童労働については、15歳未満の就労を原則禁止し、危険労働や長時間労働などを規制しているが、家族経営や農業などの例外や、多数の外国人労働者に関する制度的課題が残り、実効性の不十分さが指摘されている。児童婚は、近年婚姻最低年齢を18歳と定めるなど法的に前進しているが、裁判所の判断による例外的な事例が存在し、根絶には至っていない。児童の性的搾取は重大犯罪と位置づけ、処罰や被害者への保護などの体制を整備しているが、オンラインを通じた越境的な性的搾取の増加や国際協力の強化が課題である。児童の人身取引は国内法と国家行動計画に基づき対策を強化しているが、運用上の抜け穴が被害のリスクを残し、今後も執行力の強化が求められる。主権と宗教的価値を尊重しつつ、法の抜け穴を是正し、被害に遭った子どもたちを確実に保護するために、段階的改革と国際協力の両立が求められている。

自国は、国際社会の合意を尊重しながら、宗教や文化などの国内事情に即した段階的な政策を推進する立場である。その上で、自国はまず既存法の執行力の強化を促進する。自国は、今会議のゴールに対応する法律や国家計画が整備されてきたものの、現場で十分に機能する状況ではなく、法の効果が十分に行き渡っていない現状である。そこで、法の運用を強化するために現場での連携強化などの現実的かつ持続可能な改革を進め、法の適切な運用に努める必要がある。被害の未然防止や早期発見につなげ、国際的に児童保護の底上げを図るべきだ。

次に、問題の根本的な対処に向けて、教育と保護を実施できる基盤を構築することだ。教育や啓発は今会議においても問題解決の中心となるだろう。自国は、まず子どもを危険や搾取から守る保護体制を整え、安心して学ぶことが可能な基盤を整えた上で、教育や啓発を通じて長期的な意識変化を促すというアプローチを目指す。このような段階的な取り組みによって、社会の急激な変化を避けつつ、持続的な改善を進めが必要だ。

さらに、児童の性的搾取や人身取引はデジタル空間を通して国境を越えて発生し、一国の規制や実施のみの対応には限界があるため、自国は国際協力を不可欠な要素として位置づける。ただし、国際協力は各国の主権や宗教・文化的価値を尊重した形で行われるべきである。画一的な基準の押し付けではなく、各国の発展段階や背景を考慮しながら、共通の目標に向けて協力することが、持続可能な成果につながる。そのため、自国は国際的枠組みを基盤とし、能力構築などの支援を通じて各国との連携を強化したい。宗教的・文化的価値を尊重しつつ現実的かつ段階的な改革を進め、国際社会と協調しながら、すべての子どもが尊厳をもって成長できる環境の構築に貢献したい。

Switzerland

我が国スイスでは、児童労働、児童婚、児童の性的搾取などの子どもの権利を著しく剥奪するような行為は厳格に法律などで規制されており、児童は教育を受け保護されるものであるとしています。これは、19~20世紀初頭に工場労働などで子どもが搾取された歴史への反省に基づいており、現在では義務教育制度が徹底され、国内で教育を妨げる形の児童労働はほぼ見られません。一方で、スイス企業は国際的なサプライチェーンに

深く関与しており、原材料の生産過程で海外の児童労働に間接的に関わる可能性が課題となっているという現状もあります。以上のことより、スイスの子どもの人権に関する課題は国内よりも国際的側面にあり、その解決のために我々スイスは諸外国への呼びかけを強化する必要があると考えます。

児童労働をはじめとする子どもの権利侵害の解決策として、我が国としては、国連総会において、国際労働機構（ILO）が定める1999年の最悪の形態の児童労働条約（第182号）に基づき、児童労働等が行われている疑いのある国とUNICEFが共同で実態調査を行うよう勧告することを提案します。国際機関と当該国が連携して調査を行うことで、児童労働の実態や背景にある要因を把握し、今後の対策立案に必要な基礎情報を得ることが可能になると考えます。また、こうした調査の実施にあたって資金的な不足が生じた場合には、国際協力の一環として、先進国が限定期に金銭的支援を行う仕組みを設けることで、調査や取り組みが財政上の理由によって停滞することを防ぐことができます。さらに、児童労働問題の解決には、国際社会全体で児童労働に対する認識を改めることも重要であると考えます。そのため、OECDの「OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains in the Garment and Footwear Sector」のSection II Module1における考え方を、特定の産業分野に限定せず、国際的な経済活動全体へと拡大することを提案します。具体的には、国際的な取引を行うすべての国および企業に対し、自社製品のサプライチェーン内部で児童労働が行われていないかを調査する仕組みを構築し、仮に児童労働が確認された場合には、その発生状況や背景を明らかにすることを求めます。これにより、労働環境の透明性を高め、企業や消費者の意識変化を促すことで、児童労働の抑制につなげたいと考えます。

Thailand

①タイでの子どもの権利に対する課題として児童労働や子供の性的搾取、移住労働者の子供の就学促進、貧困の地域格差、法制度・実施面においての課題などが挙げられる。サトウキビやゴム園などの農業や漁業、零細製造業において児童労働が見られ、これらは貧困家庭の家計を助けるために子供が働いているケースが多く見られる。これは、貧困家庭が多く子どもが家計を支える役割を担わされやすいことと、義務教育はあるものの学用品費や交通費が負担になる家庭もあることが原因であると言える。子供の性的搾取では物理的な接触だけでなくオンライン上での性的搾取が急増しており、法規制が追いついていない現状がある。また、タイには非合法移民を含めると、移民労働者は約600万人と言われており、従来は子供を母国に残して出稼ぎに来るケースが多かったが、近年は移民労働者が子供を連れて移住することが増えており、タイ政府は外国人児童の就学支援を進めてきた。2005年には国籍に関わらずタイに住むすべての子供が教育を受ける権利を持つことが閣議決定された。しかし、法的証明書を持たない子どもたちも多く、搾取のターゲットになりやすいことが今もなお問題視されている。また、健康・福祉への支援も不足しており、栄養不良、メンタルヘルス支援の不足、障がいのある子どもへの支援体制の弱さなども課題と言える。

②課題を解決するためには、貧困対策による児童労働の削減、オンラインを含む性的搾取への法整備、移住労働者の子どもへの教育と身分保障を進めることが重要である。特に、法的証明書を持たない子どもを社会の制度の中に包摂し、搾取から守る政策が求められている。

デジタル空間での子供の性的搾取への対策として国際刑事警察機構などの国際機関がAIを用いて有害コンテンツを監視し削除できるシステムを検討すること。無戸籍の子供や移民の子供が児童労働、性的搾取のターゲットになることを防ぐために、国籍を問わずすべての子供に出生登録、デジタル身分証明書を作ること。情報漏洩が心配されそうで

あるが、特定の国や特定の企業がデータを独占せずに分散型の技術を提案したい。国境を超えても教育や医療の権利を維持できる仕組みづくり。法的保護から漏れることでプローカーに狙われるリスクを軽減することにもつながる。児童労働や児童買春の目的で人身売買などの被害を受けた子供の安全な帰還と社会復帰を支援する国際的な仕組みを構築すること。児童労働への対策としては、低所得世帯への給付金、学校給食・教材費の無償化を進め、家計補助のために子どもが働くことなくよい環境を整えることや、児童労働が起きやすい産業を重点的に調査し、違法雇用を行う事業者への罰則を厳格にすること、学校に通うことを条件とした支援を行い、就学の継続を後押しすることなどが挙げられる。移住労働者の子供の就学と保護については、法的証明書を持たない子供に対し出生登録や (字数オーバーにより削除)

Türkiye

子どもの権利保護は、単なる人道的課題にとどまらず、国際社会全体の安定と発展に直結する問題である。児童搾取が横行する世界では、貧困が固定化され、教育機会が失われ、そして、それが新たな紛争を起こし、新たな児童搾取が生まれる。現在の国際社会の状況はまさにこの通りであり、どこかで断ち切らなければいけない。

我々トルコでも、児童婚や児童労働は行われている。我が国は裁判所の許可があれば16歳から結婚可能であり非公式の宗教儀式を含めれば12歳の子供でさえも結婚している事例がある。また、児童労働には国内の子ども人口の4.4%にもなる72万人が従事しており、教育も不十分である。

その実態を見ると多くはシリアからの難民であり、我々は特に難民児童の保護に焦点をおく必要性を強く認識している。彼らは法的地位の不安定さや、言語、生活の不自由から貧困状態に陥り教育を十分に受けられず、労働力や人身取引の対象として扱われやすくなっている。宗教の側面を自国から切り離すことは不可能であるにしろ、児童の未来を奪う不当な搾取は必ず防がなければならない人権問題であり、政府としてもその理念を共有する段階に達している。

このような深刻な状況を打破するため、我々は包括的かつ段階的な取り組みを進める必要がある。まず児童婚撲滅に向けて、短期的には被害者支援体制の強化を掲げる。児童婚はその性質上、離婚させるだけでは解決せず、経済的拠り所を失った被害者が安定した職につけるようになるまでの生活支援体制が必須である。中期的に婚姻登録のデジタル化の推進や各国内での厳格な法整備の徹底することを提案する。また、女子教育の普及率を高め、教育環境を整備するためにUNICEFと協力し、すべての児童に教育機会を保障する。そして長期的に、UNICEFや国際NGOなどと協力した健全な宗教教育などを整備することを提案する。同様に、児童労働撤廃に関しては、ILOなどの基準に基づく危険労働の監視強化と難民家庭への社会支援を緊急対応として実施し、中期的には義務教育制度を世界的に導入する。長期的には地域貧困自体を減少させるための経済構造の改革が最終目標となる。

児童の性的搾取防止については、短期的にSNS監視を強化し、児童ポルノ等の違法コンテンツへの警戒を高める。中期的には、国際連携により越境犯罪ネットワークを断絶し、被害児への心理ケアと教育支援を含む包括的な保護体制を整備する。長期的には、教育課程に防犯教育を組み込み、児童の性的搾取を根本的に防止する。

人身取引を防ぐ取り組みとして、短期的には国境付近の警戒強化を行い、中期的に国際的なパレルモ議定書(人身取引)の履行強化を進め、長期的に国際的な情報共有の実施を提案する。

子どもの権利保護は国際社会の発展に直結する。Protect, respect, never neglect.

U.S.A.

1 現在、アメリカは子どもの権利条約を批准しておらず、国際条約ではなく、国内法や制度によって子どもの権利の保護を図っている。しかし、それらの法や制度は完全というわけではなく、子どもの権利の保護において様々な課題点が残っている。まず児童労働について、アメリカは1938年に制定、施行された公正労働基準法で子どもの労働条件などを規制しており、2025年現在、他国と比べて児童労働による子どもへの搾取の割合は低いものの、それらは完全に根絶されているわけではない。特に近年では13歳から17歳の子ども31人が食肉加工工場などで危険労働を強いられるなど、子どもが犠牲となる違法労働が急増している傾向にある。児童婚に関しては、アメリカでは州ごとに法律制度が大きく異なり、一部の州では未だに児童婚が合法的に行われている。実際、2000年から2021年のうちに約315,000件の児童婚が成立しており、子どもへの搾取や子どもの権利侵害のリスクが懸念されている。また、インターネット、SNSの発展により、子どもの性的搾取や人身取引の被害は拡大・長期化している。アメリカでは児童オンラインプライバシー保護法が制定されているが、法律が被害の全てをカバーできているわけではない。

2 第一に、児童労働問題の対策として、既存の法律や制度について、危険労働の定義をより明確化した上で監督体制を強化するための人員と、違反を犯した雇用者への罰則の厳重化を要請する。また、被害を受けた子どもたちへの身体、精神的なケアの徹底を促す。アメリカでの児童労働の急増の原因の1つとして、監督不足があげられる。これはアメリカのみならず他国にも当てはまるることであり、監督にあたる人員の不足を早急に解決することで児童労働問題の発見や摘発が促進される。第二に、アメリカでは州ごとに婚姻可能年齢が異なり、未成年者的人権侵害や保護の不十分さなどによる問題を抱えている。そこでこれらの問題の対策として、州ごとにばらつきのある児童婚に関する基準を見直し、全国単位で婚姻可能年齢を18歳で統一することを要請する。児童婚は、子どもの健康被害を引き起こす恐れがあり、また子どもの意思が十分に尊重されない可能性を伴っている。婚姻可能年齢の統一を正式に行うことにより、地域間でのギャップを埋め、児童婚によってもたらされる子どもの健康被害を是正し、子どもの権利を保護することにもつながる。第三に、子どもの性的搾取や人身取引が、オンライン化によって巧妙化・拡大していることについて、既存の法制度を強化し加害者への罰則を厳重化すると同時に、子どものインターネット利用における年齢確認の厳格化を要請する。これにより、オンライン上での子どもへの不正接触や性的搾取、人身取引を未然に防げると同時に、加害行為への抑止力を高め、子どもが安全にインターネットを利用できる環境の整備が促進される。

United Kingdom

①

自国は国際条約に基づき、3つの搾取の完全撤廃を掲げており、いずれも大きな経済的・社会的コストを伴う共通課題である。

児童労働では、16~17歳の自国籍児による麻薬販売などの犯罪搾取や、家庭問題・格差・組織犯罪を背景に、SNSを通じた見えにくい性的・犯罪的搾取が増加し、逮捕や暴力、精神的トラウマのリスクが指摘されている。政府はオンライン安全法によるプラットフォーム規制や、ILO議定書批准、国際研究・資金支援を通じて対策を進めている。

児童婚では、原則18歳の結婚年齢制度の下、スコットランドの16歳という例外年齢を利用した主に女児の強制結婚や移民コミュニティでの慣習、国外連れ出しが問題となっている。政府は未成年の結婚を親の同意があっても刑事罰とする法整備や支援と啓発を行い、国際的にもユニセフ等を通じて女児保護や法改正支援、資金援助を進めている。

児童買春では、検挙は増加する一方で立証の難しさから起訴率が低く、他国と比較して加害者も多くなっている。ネット搾取や児童性交観光の国際化が課題であり、合同捜査や国際支援、オンライン安全法を含む包括的対策による搾取連鎖の断絶が求められている。国内では様々な法律の制定や現地調査の実施、被害者支援が行われている。

②

児童労働に関して、SNS やカウンティ・ラインを介した自国籍児への犯罪的搾取を即時解決するために、3 つの政策を提案する。1 つ目は、2023 年に制定されたオンライン安全法の厳格な運用や、地方自治体の監督の人手を増やして取り締まりを強化すること。2 つ目は、教育を受けられない子どもやヤングケアラー、家庭的貧困などに対する援助を行うこと。3 つ目は、児童労働の禁止を改めて国民が共通認識できるように線引きや規制などを啓発活動を通して伝えることである。

児童婚に関して、法の不統一や移民問題を即時解決するために、4 つの政策を提案する。1 つ目は、結婚最低年齢を全英で統一し、法律の抜け穴をふさぐこと。2 つ目は、地方自治体の監督の人手を増やし、オンライン結婚を含めた取り締まりを強化すること。3 つ目は、教育を受けられない子どもや移民への教育の援助を行うこと。4 つ目は、児童婚の禁止を改めて国民や移民が共通認識として持てるよう線引きや規制などを啓発活動を通して伝えることである。

児童買春に関して、ネット搾取や性的搾取、加害者の増大、被害の国際連鎖を即時解決するために、3 つの政策を提案する。1 つ目は、SNS などのプラットフォーム企業に削除・通報・検索協力義務を統一的に課すこと。2 つ目は、教育を通して啓発活動を行うこと。3 つ目は、国境を越えた情報共有を強化すること。これは子どものプライバシーや表現の自由といった権利が損なわれないよう、被害者中心の視点に基づいた対応が求められる。

Yemen

①について。今我が国は他中東諸国との争いの最中である。そのため、紛争のため子どもの人権を守ることが困難になっている。また、イエメン全土で、イエメン政府と反政府勢力（ホーシー派）との衝突やイスラム過激派組織などによるテロ・誘拐事件が発生している。児童婚については、我が国には”子ども”と定義する年齢が定められていない。UNFPA から引用する。「イエメンでは 18 歳までに結婚した少女が 400 万人いるとされており、うち 140 万人は 15 歳前での結婚です。」そのため、我が国は国連が定義する児童婚が数多く発生している。我が国はこの事態を重く捉えている。長引く紛争により教育面の問題も生じている。日本ユニセフ協会によると学校に通えていない子どもは 200 万人に登ると言われている。我が国は就労可能な最低年齢は 14 歳、危険を伴う仕事の場合は 18 歳としているが、紛争によりそれが侵されてしまっている。しかし、子どもの権利が守られないのは紛争のみが理由ではない。気候変動による洪水なども大きな理由となっている。UNHCR から引用する。「砲撃や空爆は、医療・水と衛生・教育環境インフラを次々に崩壊し、多くの人々の生活、そして命を奪っています。コレラ、マラリア等の様々な感染症の脅威の中で、子どもと女性の栄養不良の割合は、世界で最も高くなっています。紛争前からイエメンは多くの難民を受け入れ支援してきました。今もソマリアなど近隣諸国から難民が避難しています。」「世界の最貧国の 1 つであるイエメンでは今、終わらない紛争、そして貧困と食料不足により、1950 万人が人道支援を必要」「支援対象者の女性と子供の割合 77%」子どもの権利を守るために、感染症の対策を含めた衛生環境の改善が不可欠だ。そのため②で政策を提案する。第一の政策として UNHCR のさらなる我が国への支援を求める。支援内容は以下の 2 つ。1 つ目に現在行われている、紛争で生活手段を失った人々への現金給付の実施、国連世界食糧計画（WFP）と連携した食料配給等の紛争により生じた問題への対策のさら

なる強化。2つ目に現在ソマリアなどからの難民や、環境変化による国内避難のために生じている様々な問題の解決のための支援の強化。具体的にはUNHCRに国内の医療施設のさらなる設置を求める。我が国は難民を多数受け入れてきた。それに見合う支援を受けられていないため支援強化を求める。

Zimbabwe

①児童労働を減らすための教育等のプログラムを提案したが、十分な予算が割り当てられなかつた。さらに、法執行機関は児童労働法を実施するための人員が不足していた。児童婚率は国の意向に反し年々上昇傾向にある。18歳未満で結婚する女子は34%にのぼり、男子の2%に比べはるかに高い。主な要因は貧困、主に女性に対する教育機会の欠如である。また、同様の原因において子どもの性的搾取の割合も上昇している。人身取引の現状は望ましいものではないが、近年は人身取引取り締まりの厳格化、政府はNGOと共に国家行動計画として人身取引に対する意識を高めるキャンペーンを実施している。しかし政府は支援を受けられた被害者の数の減少、また被害者保護のための十分な資源の提供ができなかつたことを報告した。結果、十分な資金や物的支援のないまま被害者支援の大半をNGOや国際機関に依存していた。

②以上の課題の解決のため、本国は、短期的には子どもを今守り、中期的には搾取を生まない制度を整え、長期的には教育を通じて社会構造そのものを変えることを目標としている。第一に、短期的な解決策として、BEAMなどの子供関連の既存政度の優先順位を高め、国家予算の再配分を行う。第二に、既存の空き家を活用し、人身取引や性的作所の被害に晒されている子どものための保護シェルターを開設する。第三に、課題の多い地域の親世代や地域・宗教指導者に対し、子供関連の法律の周知を目的とした人員を派遣する。第四に、人身取引を阻止するため、特に国境付近では求人情報の典型的なケースや連絡先の周知を図り、帰還支援制度の整備を行う。さらには近隣国との共同捜査や保護の連携を常設化する。中期的な解決策では、BEAMの全国拡大をはじめとした就学支援の継続、また中等教育の教育費の低減を目指す。加えて、予期せぬ妊娠や性暴力に対応を目的とした避妊に関する医療の導入、また被害者紹介制度の標準化により、短期的な政策で保護した子どもが再度搾取に巻き込まれないための政策を行う。長期的な解決策としては、第一に男女平等や性教育等を含む包括的な中等教育を実施する。さらには、女性の未来が結婚だけに限定されないような価値観の形成のため、キャリア教育の強化をする。上記の政策を包括的かつ継続的に実施するためには、現政府の財政能力には制約があり、国際的な資金援助が不可欠である。本国はこの点において、国際的な協力を強く要請する。